

資料4-1-1-(11)
(危機管理防災課)
(別紙4)

火災・災害等即報要領

〔昭和59年10月15日
消防法第267号消防長官〕

改正

平成6年12月消防法第279号、平成7年4月消防法第83号、
平成8年1月消防法第59号、平成9年3月消防法第51号、
平成12年11月消防法第98号・消防構築第125号、平成15年、
3月消防法第78号・消防構築第56号、平成16年9月消防法第66
号、平成20年5月消防法第69号、平成20年9月消防法第166
号、平成24年5月消防法第111号、平成29年2月消防法第11
号、平成3年4月消防法第28号・令和元年6月消防法第12号、
令和3年5月消防法第29号・令和5年5月消防法第55号

第1 総則

趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防法第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防法第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防法第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

（1）「第2即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。
ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防衛、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があつたことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

（2）「第2即報基準」に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む。（以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

（3）「第2即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報を整理して、火災・災害等に關する即報について消防庁に報告をするものとする。

（4）「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合には、消防庁に對しても報告を行うものとする。

（5）市町村は、報告すべき火災・災害等を覺知したときは、迅速性を最優先として可能限り早く（原則として、覚知後30分以内）、かかる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁にして報告を行うとともに、市町村からの報告を持たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に對して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に當たっては、原則として（1）の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。
ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。
なお、画像情報を送信することができるとする地方公共団体は（2）により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

（1）様式
ア 火災等即報・・・・第1号様式及び第2号様式
火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。
特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故について
は第2号様式により報告をすること。
イ 救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第3号様式
救助事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救助事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・第4号様式
災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。
(2) 画像情報の送信
地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。
ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
イ 被災地公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が大きい火災・災害等
(テレビのニュース報道のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)
エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるものの

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約・調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・契合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになつた後は、都道府県に報告をするものとする。
(5) 上記(1)から(4)にかかるはず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合は、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。
ア 死者が3人以上生じたもの
イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当するおそれがある場合を含む。）
それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
 - b 高層建築物の1階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災
 - c 利用者等が避難したもの
 - d 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
 - e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
 - f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
 - g 損害額1億円以上と推定される火災
- (イ) 林野火災
- a 燃地面積10ヘクタール以上と推定されるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプターや各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。
(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (ウ) 交通機関の火災
- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であつて社会的影響度が高いものの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災
- (エ) その他
- 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な様様の火災等
- (例示)
- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
 - イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- (ア) 危険物施設、高压ガス施設等の火災又は爆発事故
- (例示)
- ・ 危険物、高压ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の大災又は爆発事故
 - ウ 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)
- (イ) 危険物、高压ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- (ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)
- ウ 危険物等に係る事故
- 危険物、高压ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるものを除く。(イ)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)
- (ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したものの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあつたもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があつたもの
- の
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあつたものの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であつて、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあつたもの
- オ その他特定の事故
- 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であつて、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であつても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。
- 2 救急・救助事故即報
- 救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。
- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が1.5人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故(社会的影響度が高く取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故であつても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)
- (例示)
- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・ バスの転落による救急・救助事故
 - ・ ハイジャックによる救急・救助事故
 - ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び造営施設における設備等において発生した救急・救助事故
 - ・ 全国的に流通している食品の採取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

（1）一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるものでの一の都道府県における被害は軽微であつても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

- （2）個別基準
- ア 次の災害については（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- （ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したものの（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- （ア）津波警報又は津波注意警報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- （ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- （イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被

害を生じたもの

（ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

（ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（3）社会的影響基準

（1）一般基準、（2）個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第 3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- （1）交通機関の火災
 - （ア）第 2 の 1 の（2）のアの（ウ）に同じ。
 - （イ）石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - （ロ）第 2 の 1 の（2）のイの（ア）、（イ）に同じ。
- （2）危険物等に係る事故（（2）の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - （ア）第 2 の 1 の（2）のウの（ア）、（イ）に同じ。
 - （イ）危険物等を貯蔵し、又は取扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - （ウ）危険物等を貯蔵し、又は取扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの

- （ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- （イ）500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等
- エ 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

（4）原子力災害等

- （ア）第 2 の 1 の（2）のエに同じ。
- （イ）ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- （ロ）爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が、

高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

- 死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
- (1) 列車、航空機、船舶の衝突・転覆等による救急・救助事故
 - (2) バスの転落等による救急・救助事故
 - (3) ハイジャックによる救急・救助事故
 - (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
 - (5) その他製造機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第 2 の 3 の (1)、(2) に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
(2) 第 2 の 4 の (2) のイ、ウ 及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第 4 記入要領

第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第 1 号様式（火災）

- (1) 火災種別
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で印むこと。
(2) 消防活動状況
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
(3) 救急・救助活動状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。
(4) 災害対策本部等の設置状況
当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び整上の日時を記入すること。

5 その他参考事項

次の火災の場合は、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者 3 人以上生じた火災

（ア）死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防水管理者の有無及びその管理体制並びに予防査察の経過

c 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

a 発見及び通報の状況

(ア) 発見及び通報の状況

（イ）延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

（ウ）焼損地名及び主な焼損建物の名称

（エ）り災者の避難保護の状況

（オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

（ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

（イ）林野の植生

（ウ）自衛隊の派遣要請、出動状況

（エ）空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

（ア）車両、船舶、航空機等の概要

（イ）焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 一 号 報 告									
報告日時	年	月	日	時	分				
都道府県 市町村 通知事項名									
消防庁受信者氏名									
報告者名									

※ 特定の事故を除く。

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株) ○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)以下この項目において「法」という)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて* * *製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(注) 第1欄については、迅速性を最優先とする旨(原則として、覚知後30分以内)分からず簡略で記載して報告すること。(確認がとれない事項については、確認がとれていなさい旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足ること。)

建物の概要	構造	階層	延べ面積						
死傷者	死者	人	死者の生じた 死因						
	負傷者	人							
	重症	人							
	中等症	人							
	軽症	人							
焼損程度	焼損 棟数	全 半 部分 焼 損 棟 数	焼 損 棟 数						
取り扱い	消防本部	(署)	消防本部	台	人				
消防活動状況	その他	(消防灭火リコブター等)		台	人				
救援・救助活動状況	消防本部等の設置状況			台・機	人				
災害対策本部等の参考事項									

(11) その他参考事項
以上の方へ、特記すべき事項があれば、記入すること。
(例)

・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合
ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生のおそれ」に読み替えること。
イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

		報告日時		年 月 日 時 分	
		都道府県 市町村 (郵便番号)			
		報告者名			
消防庁受信者氏名					
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所			特別防災区域 (レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)		
事業所名			発見日時	月 日 時 分	
発生日時 (観知日時)	月 日 時 分		着火日時	月 日 時 分	
消防警知方法			(処理完了)	(月 日 時 分)	
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス	物質名			
5 腐食物 6 RI等	7 その他()				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危機在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設概要			危険物施設の 区 分		
事故の概要					
死者 傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 人(人) 重症 中等症 軽症		出場人員 人(人)	
消防活動状況 及び救助活動状況	出場機器 自衛防災組織 業共同防災組織 所そ の 他 消防本部(署)		出場資機材 人(人)		
警戒区域の設定 使用停止命令	消防団 消防署 海上保安庁 自衛隊 そ の 他		合 数 人(人)		
災害対策本部等の設置状況 その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、登録後30分以内)分か
る範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない項目については、備註がとれていない旨
(未確認等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動をする又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救助隊、救助隊等(応援出動したものも含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上ほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況

- 避難指示の発令状況

- 避難所の設置状況

- 自衛隊の派遣要請、出動状況

- N B C 検知結果(剤の種類、濃度等)

- 被害の要因(人為的なもの)

- 不審物(爆発物)の有無

△てこちらの状況(爆弾、銃器、人物等)

第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

報告日時 年 月 日 時 分

都道府県

(市町村)

(消防本部名)

報告者名

消防厅受信者氏名

事故災害種別 1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害

発生場所

発生日時(覚知日時)(月 日 時 分)

覚知方法

事故等の概要

死者(性別・年齢)

負傷者等

計(人)

不明

重 症

中等症

軽 症

救助活動の要否

要救護者数(男込)

救助人員

消防・救急・救助活動状況

災害対策本部等の設置状況

その他参考事項

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1欄については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、警笛後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がされていない事項については、確認がされていない旨(「未確認」等)を記入して提出すれば足ります。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 灾害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん氷、溢水、崩壊れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人の被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

1.1.9番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、1.1.9番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、人電の多いについて可能な限り報告すること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。
(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の命令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式(その1)

災害概況即報)

(災害概況附則報)		報告日時	年	月	日	時	分			
都道府県 市町村 (選択本部名)										
消防庁受信者名 (第 類)		報告者名								
災害名	発生場所	発生日時	月	日	時	分				
災害の概況	被害の状況	死 者	人	重傷	人	全焼	棟	床上浸水	棟	
		人的被害	火災による死者	人	軽傷	人	半焼	棟	床下浸水	棟
		不 明	人			一部破損	棟	未分類	棟	
119番通報の件数										
災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)				
						(地元消防本部、消防署、消防防災ヘリコプター、消防艇等に備つて活動実績記録等を記入すること。)				
消防機関等の活動状況										
応急対策の状況	自衛隊派遣要請の状況									
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1章についてでは、出産性を重視したし可能限り早く原則として、育児休業後30分以内に分娩の間隔で記載して報告すること入ること。【産婦がどれだけかこと事項については、は、確認がとれていない旨】を記載して報告すること入ること。

(注) 住家教養のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

19

第4号様式(その1) 別紙

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

都道府県	災害名	区分	被 害	区 分	被 害	都道府県
災害名 ・ 報告番号	第 報	田	流失・埋没 ha	公立文教施設手内	災害等の設置状況	市町村
	(月 日 時現在)	畠	冠水 ha	農林水産業施設手内		
報告者名		堤	流失・埋没 ha	公共土木施設手内		
		学校	冠水 ha	その他公共施設手内		
区 分		病院	冠水 ha	公共施設被害市町村数種別		
死 亡 者	人	道	橋りょうう陥没	農産被害手内		
行 方 不 明 者	人	港	河川港砂	林産被害手内		
負傷者	人	砂	排水施設	畜産被害手内		
軽 傷	人	清掃施設	航路不通	水産被害手内		
		被害船舶	被害船舶	重工被害手内		
住 家	被 害	水道	電話	その他の被害手内		
半	被 害	電気	ガス	被害総額手内		
一 部 破 损	被 害	プロック等	管	119番通報件数		
床 上 浸 水	被 害			件		
床 下 浸 水	被 害					
非住家	被 害					

※1 被害額は省略ができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

- (2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)
管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。
ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」について、「それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び発生の日時について記入すること。

- ウ 災害救助法適用市町村名
市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 灾害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 灾害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 灾害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 灾害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。